

第41期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項

- ・事業報告

1. 新株予約権等に関する事項
2. 会計監査人の状況
3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
4. 会社の支配に関する基本方針
5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

- ・計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

事業年度 2024年9月 1日から
(第41期) 2025年8月31日まで

株式会社 地域新聞社

1. 新株予約権等に関する事項（2025年8月31日現在）

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

①2022年11月24日開催の取締役会決議による第6回新株予約権の概要

新株予約権の総数	666個（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 66,600株
新株予約権の発行価額の総額	66,600円（新株予約権1個につき100円）
行使価額	1株あたり424円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	28,305,000円 内訳 新株予約権発行分 66,600円 新株予約権行使分 28,238,400円
新株予約権の行使期間	2022年12月12日～2032年12月11日
割当先	当社取締役 3名 当社従業員 20名
新株予約権の行使の条件	A. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合 B. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 C. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 D. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注) 上記の概要は本新株予約権の発行時点の内容ですが、2024年7月12日から同年9月11日にかけて行われた第7回新株予約権の行使により当社株式が発行されたことを踏まえ、新

株予約権の発行要項に定める行使価額の調整規定に基づき、2024年9月11日以降の「行使価額」は1株あたり424円から372円に修正されております。この調整に伴い、上記「新株予約権の発行価額の総額に、新株予約権行使時の払込金額を合算した金額」も24,841,800円（内訳：新株予約権発行分 66,600円、新株予約権行使分 24,775,200円）に変更されております。

②2024年6月28日開催の株主総会決議に基づき発行した第7回新株予約権の概要

新株予約権の総数	2,158,527個（新株予約権1個につき1株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,158,527株
新株予約権の発行価額の総額	無償
行使価額	1株あたり283円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	610,863,141円 内訳 新株予約権発行分 0円 新株予約権行使分 610,863,141円
新株予約権の行使期間	2024年7月12日～2024年9月11日 (権利行使期間中の2024年8月27日から2024年8月30日までの間は、当社の2024年8月期に係る決算期末による振替機関の本新株予約権の行使取次停止期間となっており、一般投資家は本新株予約権の行使請求を行うことができない。)
割当先	2024年7月11日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

(注) 上記の概要は、本新株予約権発行時点のものであります。なお、2024年9月11日をもって行使期間が満了し、消滅しました。

③2024年10月17日開催の取締役会決議に基づき発行した第8回新株予約権の概要

新株予約権の総数	1,200個（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 120,000株
新株予約権の発行価額の総額	120,000円（新株予約権1個につき100円）
行使価額	1株あたり367円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	44,160,000円 内訳 新株予約権発行分 120,000円 新株予約権行使分 44,040,000円
新株予約権の行使期間	2024年11月15日～2032年11月14日
割当先	社外協力者 6名
新株予約権の行使の条件	A. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも134円を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合 B. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 C. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 D. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

（注）上記の概要は、本新株予約権発行時点のものであります。

④2024年10月17日開催の取締役会決議による第9回新株予約権の概要

新株予約権の総数	3,800個（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 380,000株
新株予約権の発行価額の総額	380,000円（新株予約権1個につき100円）
行使価額	1株あたり383円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	145,920,000円 内訳 新株予約権発行分 380,000円 新株予約権行使分 145,540,000円
新株予約権の行使期間	2024年11月22日～2034年11月21日
割当先	当社取締役 3名 当社従業員 43名
新株予約権の行使の条件	A. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも134円を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合 B. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 C. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 D. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

（注）上記の概要は、本新株予約権発行時点のものであります。

⑤2025年9月5日開催の取締役会決議による第10回新株予約権の概要

新株予約権の総数	1,000個（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 100,000株
新株予約権の発行価額の総額	100,000円（新株予約権1個につき100円）
行使価額	1株あたり801円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	80,200,000円 内訳 新株予約権発行分 100,000円 新株予約権行使分 80,100,000円
新株予約権の行使期間	2025年9月25日～2035年9月24日
割当先	当社取締役 4名 当社従業員 50名
新株予約権の行使の条件	A. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも267円を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合 B. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 C. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 D. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 E. 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部の放棄をすることはできない。

（注）上記の概要は、当事業年度末日後である本新株予約権発行時点のものであります。

2. 会計監査人の状況

(1) 名称

三優監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	—

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第31条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任します。また、その他会計監査人の適格性及び独立性等職務の遂行に関する事項等について支障があると判断される場合は、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備についての決定内容は以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役・使用人等の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第4号）
 - ① 「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス基本方針、内部統制重点行動指針を制定する。
 - ② 内部統制委員会は、隔月1回以上開催し、活動内容については、定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。各本部に内部統制推進委員を配置し、定期的な研修を実施するとともに、内部監査を実施する。
 - ③ 組織を横断する各種組織（内部統制委員会、衛生委員会）を設置し、法令及び定款に適合することを確保する。
 - ④ 内部監査室は、コンプライアンス規程及び内部統制委員会の実施状況を監査し、他の業務監査の結果を含めて定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
 - ⑤ 内部監査室は、監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば内部監査規程の改定を提案する。
 - ⑥ 企業経営及び日常業務に関する必要なアドバイスを顧問弁護士から常時受けることのできる体制を構築する。
 - ⑦ 「内部通報窓口」に内部監査室室長を配置し、内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。
 - ⑧ 反社会的勢力及び団体とは一切の関わりをもたず、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除することを基本方針とし、コンプライアンス規程及びコンプライアンス基本方針において社内に周知徹底する。
 - ⑨ 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
 - ① 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報システム基本規程及び文書管理規程に基づき適切に管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - ② 文書の保管期間は、法令に特段の定めのない限り、文書管理規程に定めるところによる。
 - ③ 文書保存及び管理に係る事務に関しては、法務総務統括部統括部長が所管する。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
 - ① 事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理し、事業の遂行とリスク管理のバランスを取りつつ持続的成長による企業価値の向上を目指し、「リスク管理規程」に基づき、内部統制実務責任者及び各部門長により構成される「内部統制委員会」を設置する。
 - ② 「内部統制委員会」は、組織横断的な各委員会を統括し、当社全体のリスクマネジメントの運営に当たるとともに、リスクマネジメントを継続的に改善する。

- ③ 各本部においては、リスクへの適切な対応を行うために、現状を正しく評価し、リスクの分析と対策の実施を行い、リスクマネジメントを継続的に改善する。
 - ④ 内部監査室は、内部監査規程に基づき定期的に業務監査を行い、リスク管理状況と併せて取締役会及び監査役会に報告する。
 - ⑤ 内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失のリスクのある業務執行行為が発見された場合には、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部統制委員会及び各本部長に通報する体制を構築する。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
- ① 経営理念に基づき事業遂行のための年度計画及び中期計画等を策定する。
 - ② 職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るために、各計画の達成状況を検証し、結果を業務に反映させる。
 - ③ 取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、原則として、月1回取締役会を開催する。また、取締役等で構成される経営会議において、経営方針、経営戦略及び業務執行に関する重要な議題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとする。
 - ④ 取締役会の決定による業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各部門、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り適正且つ効率的に職務の執行を行うこととする。
- (5) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役会と協議の上、当社の使用人の中から監査役補助者を1名以上配置することとする。
- (6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）
- 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- (7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第3号）
- 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- (8) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号イ）
- ① 当社の取締役及び使用人は、下記の事項について、発見次第、遅滞なく当社の監査役に報告する。
 - i. 職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
 - ii. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - iii. 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
 - ② 当社の取締役及び使用人は、当社の監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - ③ 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、その他コンプライアンスに関連する各種

委員会に出席し、当社の経営、業績及び内部統制に関する重要事項について報告を受ける。

- (9) 当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）

当社は、当社の監査役へ報告をした当社役員及び従業員（以下「当社役職員」という。）に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報の取扱いに関する規程に明記するとともに、当社役職員に周知徹底する。

- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）

① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、経理部において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

② 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

- (11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

① 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に会合をもち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換を行うなどして監査役との意思の疎通を図るものとする。

② 当社の監査役は、当社の会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査を実施する。

③ 当社の監査役は、当社の監査役会規則及び監査役監査基準に則り、適法性の監査のみならず、リスク管理、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役の業務執行状況の監査を行う。

④ 当社の監査役は、必要に応じて、弁護士・会計士等の外部専門家と連携し監査業務の執行にあたる。

当該体制の運用状況の概要

当社は、定期的に内部統制委員会を開催し、問題事象の検討及び再発防止策の協議を行い、取締役会及び監査役会に報告しております。そのほか、社内研修等を通じ、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の浸透に努めております。

4. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、特定の者による当社株式の大量取得行為の提案を受け入れるか否かは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、最終的には株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると認識しております。

しかし、地域密着型の新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業等という当社の事業の運営にあたっては、取引先である地域の広告主や広告代理店、読者である地域社会の方々から長年にわたっていただいている信頼が重要であり、その基盤となる高い配布率や地域密着型のコンテンツ力を支える専属のポストメイト（戸別配布員）やライターとの強固な関係性に基づく当社独自の地域に根ざした事業展開が非常に重要であります。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者において、これらに対する理解がない場合には、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上が妨げられる可能性があります。

当社は、当社株式の大量取得行為が行われる場合、買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量取得行為が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難であると考えます。また、大量取得行為の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保持することができない可能性がある等、当社の企業価値の源泉が長期的にみて毀損されるおそれがあるもの、当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益が損なわれるおそれのあるものも考えられます。

上記の観点から、当社取締役会は、大量取得者に株主の皆様のご判断のための必要かつ十分な情報を提供するように求めたうえ、大量取得者の提案が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討できるようにすることが必要であると考えております。また、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であることから、当社取締役会は、そのような者による大量取得行為に対して必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することが、株主の皆様の負託を受けた者の責務であると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要 (中期経営計画等)

当社は2025年7月11日に公表した「今後の戦略に関する方針」に基づき、中長期的な企業価値向上を目指しております。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「人の役に立つ」を経営理念とし、「働く人達」、「地域社会」、「国家」の役に立つ企業となることを目標としており、お客様・読者・取引先・地域社会をはじめ、株主及び投資家からの信用をより高めることが重要であると認識しております。そのためにも、健全で透明性が高く、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織を構築することが重要であり、これを実現することがコーポレート・ガバナンスの強化であると考えております。

②企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用し、機関としては取締役会、監査役会及び経営会議を有しております。

取締役会は、社外取締役 1 名を含む取締役 5 名（代表取締役社長 細谷佳津年、取締役 松川真士、取締役 金箱義明、取締役 齋藤律子、社外取締役 田中康郎）で構成されており、原則毎月 1 回以上開催し、経営の意思決定機関及び取締役の職務執行を監視、監督する機関としての役割を果たしております。

監査役会は、社外監査役 3 名（常勤監査役 色部文雄、監査役 小泉大輔、監査役 丸野登紀子）で構成されており、原則として毎月 1 回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。各監査役の取締役会への出席の他、社内重要会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役及び取締役会の業務執行を監視するとともに、経営全般に対して監査機能を発揮しております。

経営会議は、取締役等で構成されており、原則隔週 1 回開催し、日常の個々の業務遂行における報告、検討・協議及び決定を行っております。

当社の取締役のうち田中康郎は独立社外取締役であり、また、当社の監査役は全員が独立社外監査役であります。当社の独立役員はそれぞれ法務・財務・会計等の知見や企業経営の経験を有しており、経営の透明性を高めるとともに、客観的な立場からの経営の監督、適切な助言が得られる体制としております。

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書をご参照ください。

- (b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要

当社は、2022年10月24日開催の取締役会決議及び2022年11月24日開催の第38期定時株主総会決議に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するとともに、当社株券等に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案する、あるいは株主の皆様にかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランに基づく対抗措置を発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量取得行為を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プランに基づく対抗措置の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約

権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様
に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで
希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに基づく対抗措置（新株予約権の無償割当て）の発動、不発動等の判
断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役、
社外監査役及び社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する
者で構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。ま
た、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主
の皆様の意思を確認します。こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情
報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

なお、本プランの有効期間は、2022年11月24日開催の定時株主総会の終結後3年以内
に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっており
ますが、有効期間を3年として更新することに関し、本総会において議案としてお諮りす
ることとしております。議案の詳細につきましては、株主総会参考書類第6号議案をご参
照ください。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画及びコーポレート・ガバナンスの強化、本プラン等の各施策は、当社の
企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策
定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株
主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

さらに、本プランは、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関
する指針」の定める三原則を充足していること、導入にあたり株主の皆様のご承認を得ている
こと、一定の場合には本プランに基づく対抗措置の発動の是非等について株主意思確認総会に
おいて株主の皆様意思を確認する仕組みが設けられていること、有効期間を約3年間とする
いわゆるサンセット条項が付されていること、及び有効期間の満了前であっても、当社株主総
会で選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止できるものとされて
いること等株主意思を重視するものとなっております。また、本プランの発動に関する合理的
な客観的要件が設定されていること、本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役、
社外監査役及び社外の有識者から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされて
いること、独立委員会は当社の費用で専門家等の助言を受けることができるものとされてい
ること、当社取締役の選任は1年とされていること等により、その公正性・客観性も担保されて
おります。

したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、
当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元を重要な課題として認識しておりますが、現在は他社とのアライアンスを中心とした新サービスの創出が最優先事項だと考えております。非連続な拡大に向けて、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のための投資フェーズであることから、当事業年度につきましては期末配当を無配とさせていただきます。

なお、中期的には、業績及び財務状況の改善に努め、各事業年度の業績推移及び利益剰余金の状況を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。

株主資本等変動計算書

(2024年 9 月 1 日から)
(2025年 8 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等		新株 予約権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 株 己 式 株 資 合 主 本 計	株 資 合 主 本 計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資 本 準 備 金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計						
				繰越利益剰余金							
当 期 首 残 高	360,008	290,008	290,008	△347,004	△347,004	△806	302,205	－	－	66	302,271
当 期 変 動 額											
新株の発行	151,712	151,712	151,712	－	－	－	303,425	－	－	－	303,425
当期純利益	－	－	－	41,336	41,336	－	41,336	－	－	－	41,336
自己株式の 取 得	－	－	－	－	－	△20	△20	－	－	－	△20
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純 額)	－	－	－	－	－	－	－	5,722	5,722	498	6,220
当 変 動 額 合 計	151,712	151,712	151,712	41,336	41,336	△20	344,741	5,722	5,722	498	350,962
当 期 末 残 高	511,720	441,720	441,720	△305,667	△305,667	△827	646,946	5,722	5,722	565	653,233

個 別 注 記 表

1. 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの

 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

 配布品及び仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

 貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

 有形固定資産（リース資産を除く）

 定率法によっております。

 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物 3～46年

 機械及び装置 2～10年

 工具、器具及び備品 2～15年

 無形固定資産（リース資産を除く）

 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)収益及び費用の計上基準

当社は、新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業を主要な事業としています。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業に関しては、顧客からの受注に基づき制作した広告又は顧客から納品されたチラシを、当社発行のフリーペーパー「ちいき新聞」に掲載又は折込し、配布する履行義務を負っていることから、「ちいき新聞」の発行スケジュールに則り、配布が完了した時点で収益を認識しております。

なお、一部の取引のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積り

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 18,996千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、翌事業年度の課税所得の金額等を見積り、当事業年度における将来減算一時差異のうち回収可能と判断した額を計上しております。

当該見積りについては、過去実績や市場動向等の外部環境を踏まえ、当社が利用可能な情報に基づいて作成しており、新聞等発行事業の「ちいき新聞」及び折込チラシ配布事業の売上件数及び売上件数当たりの販売単価を主要な仮定としております。なお当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などの影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類における繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産

担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

①賃貸用マンション（土地を含む。） 768,146千円

②担保に供している資産に対応する債務 1年内返済長期借入金 16,468千円
長期借入金 603,084千円

(2)有形固定資産の減価償却累計額 152,725千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 数 株 式	当 事 業 年 度 増 加 数 株 式	当 事 業 年 度 減 少 数 株 式	当 事 業 年 度 末 数 株 式
普 通 株 式	2,670,276株	1,071,638株	一株	3,741,914株

(注) 発行済株式数の総数の増加は、新株予約権の行使により、1,071,638株の発行を実施したことによる増加分であります。

(2)自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普 通 株 式	759株	61株	－株	820株

(注) 自己株式の総数の増加は、単元未満株式の買取り61株によるものであります。

(3)新株予約権に関する事項

株 式 の 種 類 (名 称)	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普 通 株 式 (第6回新株予約権)	66,600株	－株	－株	66,600株
普 通 株 式 (第7回新株予約権)	1,647,537株	－株	1,647,537株	－株
普 通 株 式 (第8回新株予約権)	－	120,000株	－株	120,000株
普 通 株 式 (第9回新株予約権)	－	380,000株	1,500株	378,500株

(注) 第7回新株予約権の減少は権利行使によるもの及び権利行使期間終了によるものであります。

第8回新株予約権の増加は発行によるものであります。

第9回新株予約権の増加は発行によるものであり、減少は権利行使によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	290,327千円
未払事業税	2,950千円
退職給付引当金否認	52,057千円
貸倒引当金繰入額否認	1,023千円
減損損失否認	2,969千円
資産除去債務	6,734千円
その他	6,340千円
繰延税金資産小計	362,402千円
評価性引当額	△339,406千円
繰延税金資産合計	22,996千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,505千円
資産除去費用	1,494千円
繰延税金負債合計	4,000千円
繰延税金資産純額 (△は負債)	18,996千円

7. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また、一時的な余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は債務者の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社等の不動産賃貸契約に基づく敷金及び取引先との契約に基づく営業保証金であり、貸主及び取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

借入金、運転資金及び設備投資の資金の調達を目的としたものであり、一部の借入金については金利変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、発行体の信用リスクにさらされております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（債務者の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程等に従い売掛金について債務者の状況をモニタリングし、債務者ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しています。

2) 市場リスク（金利の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利の変動状況を継続的に把握し、複数の金融機関と取引することで、支払金利の抑制に努めております。

3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	62,696	62,696	—
敷金及び保証金	66,416	62,294	△4,122
資産計	129,112	124,990	△4,122
長期借入金 ※	809,278	809,209	△69
負債計	809,278	809,209	△69

※ 1年内返済予定の長期借入金を長期借入金に含めて表示しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	640,083	—	—	—
売掛金	346,892	—	—	—
敷金及び保証金	5,854	36,401	24,161	—
合計	992,829	36,401	24,161	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	80,784	77,642	44,265	36,041	35,258	535,286

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	—	—	62,696	62,696

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	62,294	－	62,294
資産計	－	62,294	－	62,294
長期借入金	－	809,209	－	809,209
負債計	－	809,209	－	809,209

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

J－K I S S型新株予約権は、独立した第三者の評価専門家がオプション価格法（O P M法）を用いて公正価値を測定しており、レベル3に分類しております。

敷金及び保証金

契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1)賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、千葉県において、賃貸用のマンション（土地を含む。）及び賃貸用の土地を有しております。

(2)賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額			時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
－	1,018,423千円	1,018,423千円	968,000千円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度の増減額のうち、主な増加額は不動産取得1,021,672千円であり、主な減少額は減価償却費3,249千円であります。

3. 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による調査報告書に基づく金額であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
新聞等発行売上	1,268,241千円
折込チラシ配布売上	1,291,804千円
販売促進総合支援売上	405,733千円
その他	176,268千円
顧客との契約から生じる収益	3,142,048千円
その他の収益	11,405千円
外部顧客への売上高	3,153,453千円

(2)収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 87円22銭

1株当たり当期純利益 5円52銭

(注) 当社は、2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2025年10月10日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。

(1)株式分割の目的

本株式分割は、当社株式の流動性向上を図ることを主な目的として実施するものです。あわせて、株式分割により当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることによって、より多くの投資家の皆様に投資しやすい環境を整え、投資家層の一層の拡大を目指すものです。

(2)株式分割の方法

2025年10月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(3)株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	3,741,914株
今回の分割により増加する株式数	3,741,914株
株式分割後の発行済株式総数	7,483,828株
株式分割後の発行可能株式総数	16,000,000株

※上記の発行済株式総数は2025年8月31日現在の情報に基づいておりますが、株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使等により株式数が増加する可能性があります。

(4)株式分割の日程

- ①取締役会決議日：2025年10月10日
- ②基準日設定公告日：2025年10月10日
- ③基準日：2025年10月31日
- ④効力発生日：2025年11月1日

(5)定款の一部変更について

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年11月1日をもって、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

①定款変更の内容

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 8,000,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 16,000,000株とする。

②定款変更の日程

取締役会決議日	2025年10月10日
効力発生日	2025年11月1日

(6) 1株当たり情報に及ぼす影響

株式分割による影響は、「11. 1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

(7) その他

①資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

②新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2025年11月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第6回新株予約権	2022年11月24日	372円	186円
第8回新株予約権	2024年10月17日	367円	184円
第9回新株予約権	2024年10月17日	383円	192円
第10回新株予約権	2025年9月5日	801円	401円